

山形県立天童高等学校 教育実習受入要綱

第1条 この要綱は、本校における教育実習生（以下「実習生」という。）の教育実習（以下「実習」という。）の受入について必要な事項を定めるものとする。

第2条 実習の受入期間を次の通りとする。
原則として、6月の3週間、又は4週間

第3条 校長は、実習中に実習生としてふさわしくない行為が認められた場合、直ちに実習を中止させることができる。
また、実習生が実習中に学校等に損害を与えた場合は、その費用を本人に請求することができる。

第4条 実習生は、実習中に知り得た生徒等の個人情報を実習終了後も他に漏らしてはならない。

第5条 実習への往復における実習生の事故等については、本人が一切の責任を負うものとする。

第6条 実習に係る通信費については、実習生が実費負担するものとする。

第7条 上記以外の詳細については、別紙「教育実習実施要領」によるものとする。

附則

「山形県立天童高等学校教育実習受入要綱」及び「山形県立天童高等学校教育実習実施要領」は 平成18年6月1日より施行する。

平成23年10月1日 改訂